

令和2年6月1日
一部改定 令和2年9月19日

一般社団法人公共建築協会

「緊急事態宣言」の解除及び11月末までの催物の開催制限等に伴う 当協会主催の講習会の実施について

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止対策を推進するため、当協会主催の講習会の開催を見合わせておりましたことにつき、ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。

今般、政府において「緊急事態宣言」の解除及び11月末までの催物の開催制限等の決定がなされたことから、令和2年9月以降に開催を予定する講習会について、政府及び都道府県の引き続きの要請を踏まえながら、感染予防対策の徹底等準備が整った講習会から開催の準備を開始することにいたしました。今後開催を予定する講習会については、当協会ホームページで順次ご案内をさせていただきますので、当協会ホームページの「講習会」ページ（https://www.pbaweb.jp/seminar_category/session）をご覧ください、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、受講申し込みの際は、下記事項にご留意くださるようお願い申し上げます。

なお、今後の感染拡大状況等により講習会を急遽中止させていただく場合がありえることを申し添えます。

記

1 地区事務局によっては、当日の受講申込受付・受講料受領を中止させていただく場合があります。地区事務局にご確認、お問い合わせください。

なお、今後の状況により、該当する講習会が中止になった場合には、既に振り込まれた受講料につきましては各地区事務局より連絡の後、ご指定の振込先に返金させていただきます（返金に要する振込手数料は当協会が負担いたします。）。その場合の手続きについては、受講を申し込まれた地区事務局にお問合せください。

2 政府及び都道府県等の移動自粛要請が段階的に解除される予定ですが、今後、再度移動自粛要請等がなされた場合には、都道府県境を越えての受講はお控えくださるようお願いいたします。

3 ソーシャルディスタンス確保のため、受講定員を最小限としております。そのため受講をお断りせざるを得ない場合がありますのでご了承下さい。

なお、今後の状況によっては、追加募集する場合があります。

4 受講生に感染者が確認された場合、管轄保健所の要請により受講者名簿（氏名、勤務先、連絡先等）を管轄保健所に提供する場合があります。あらかじめご了承ください。

5 受講者の皆様へ以下のご協力をお願いしています。あらかじめご承知の上受講申込されるようお願いいたします。

- (1) 発熱等風邪症状がある場合は受講を控えてください。(受講当日は、ご自身で体温測定・体調管理をお願いします。また、必要に応じて受付で体温測定をさせていただく場合があります。症状によっては、受講をお断りする場合があります。)
- (2) 受講(休憩中を含む。)にあたっては、マスク着用をお願いします。着用のない場合は、会場からの退出等受講をお断りする場合があります。(マスクはご自身でご用意願います。忘れた方には受付でお渡ししますが、数に限りがあります。)
- (3) 講習会場への入室等にあたっては、手指洗い、消毒の徹底をお願いします。
- (4) 講習会場の換気のため、定期的に窓の開閉をさせていただく場合があります。
- (5) 休憩時間中を含め、他の受講者と十分な距離を取るようお願いします。
- (6) ご自身の飲食物等のごみは、感染防止のためご自身でお持ち帰りくださるようお願いいたします。
- (7) 講習会の前後における公共交通機関、飲食店等の利用に際しても三密の回避にご留意くださるようお願いいたします。
- (8) 受講する前に、お手持ちのスマートフォン等に厚生労働省が配信している新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)のインストールをお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000647648.pdf>

また、会場所在地の都道府県の接触通知アプリの利用が推奨される場合には、会場でご案内させていただきますので、ご活用ください。

以上

上記の各事項は、令和2年5月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月25日変更)及び「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け)を前提にしています。今後の状況により変更になる場合には当協会ホームページでご案内いたします。